人勧の実施で賃下げになる人2018年3月で「現給保障が廃止」

ほんとうにいないのか?

退職手当の減につき、尾藤事務局長も「私学等に異動する人が増えるのを危惧する」と回答

「給与改定の方針」

1. 本給表の改定について

各本給表について、初任給層および若年層は 1,000円、その他の層は 400円の引き上げを基本 に、平均 0.2%引き上げ(2017年4月1日に遡っ て実施)

ただし、2014年「給与制度の総合的見直し「に ともなう不利益変更分に対する「現給保障」を 廃止する

2. 期末勤勉手当について

2017 年度 12 月期につき、現行 2.225 月から 2.325 月に、2018 年度から6月期および 12 月期 合計で 4.4 月に

3. 退職手当

調整率を 100 分の 87 から 100 分の 83.7 へ

実施時期: 2018年2月1日

どこで決まったのか」手続を

の大学・学部運営のあり方です。 主に議論となったのは、この間の学部長選挙を受けて主に議論となったのは、この間の学部長選挙を受けて

として、担当当事者抜きで決まっているので協力する気 いか」という、本度あきらかにさせるべき」「頑張って予算をつけたのはいい こと、その結果、「代ではないことに気づくべき。「だいじなことがどこで決 問題になったが、分代ではないことに気づくべき。「だいじなことがどこで決 問題になったが、分代をなものとならないように考える必要があります』と えるべき」との意見があまりに れて誰が行くのか「学部長候補者が『結果的に教職員の負担があまりに れて誰が行くのか

で明らかにさせよ 第9回執行委員会

になれない」――このような議論百出の意見交換でした。 さらに、「地域イノベに行くといってももっと分野を幅 さらに、「地域イノベに行くといってももっと分野を幅 さらに、「地域イノベに行くといってももっと分野を幅 また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、「先日の教授会での研究成果の算定方法などが また、その結果、「研究成果が評価されていないのではな こと、その結果、「研究成果が評価されました。

教育・秋元氏) が廃止された分を補えるの 2018年3月に現給保障 りです。ただ、毎月400 けた国家公務員給与法改正 改定についての過半数代表 および国家公務員退職手当 が、21日に実施されました。 法改悪を受けた給与(賃金) 者および組合向けの説明会 2017人事院勧告を受 程度の賃上げでは、 その内容は、上記のとお は影響試算を要求 か疑問です。 に支障が出るのは私も危惧 事務局長も「私学等に異動 き、「説明会」の際に尾藤 表者が求めています。 体的な影響試算を過半数代 する必要があります。 きらめずに団体交渉で阻止 する」と答えています。 する人が増えて教育や研究 なお、退職手当減額の見 また、退職手当削減につ

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年

2017年12月26日(火) 第199号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

(声明)

改めてすべての大学法人等に 有期雇用教職員の雇用上限撤廃を求める

一東京大学における「5年雇用上限規定」撤廃は重要な到達点一

2017年12月19日全国大学高専教職員組合中央執行委員会

●安心してより高いパフォーマンスを発揮してもらうため

●全大教の取り組み

全国の国公立大学、高専、大学共同利 用機関ではたらく教職員で組織する私た ち全大教及び加盟組合は、国立大学法人 化後に多くの大学法人等が契約更新の期 待権の発生回避を意図して設けた有期雇 用教職員の契約更新の上限規定について、 これを強く批判し、一貫して更新上限の

撤廃を求める運動に取り組んできた。「無 期転換ルール | が設けられた 2012 年改正 労働契約法の成立後は、同ルールに基づ く有期雇用教職員の無期雇用転換の促進 と、同ルールの潜脱として作用する「5 年手前での雇い止め」規定の撤廃を求め、 さらに運動を続けてきた。2016年9月に は、「無期転換ルール」の本格発動を間近 に控えて教研集会アピール「職場の大切 な仲間の『使い捨て』を許さないたたか いに、教職員の幅広い連帯で立ち上がろ う」を発表し、組織を挙げての最重要の 運動課題として位置づけるとともに、公 共機関、教育機関として大学法人等が果 たすべき役割は何かという見地からこの 問題を世論に問い、その後押しを得ての たたかいを提起した。

●東大組合·首都圏大学非 常勤講師組合の取り組み

今回の東京大学の「5年雇用上限撤廃」 決定は、法人化後、また改正労契法成立 後からこれまでの教職員のたたかいの重 要な到達点である。東京大学教職員組合 は、大学横断的な組合である首都圏大学 非常勤講師組合と連帯しながら、雇い止め当事者を含む学内教職員の声を組織し、また東京大学を注視する世論を動かしながら、着実に法人当局の方針転換を迫り、実現させた。その背景には、改正労契法の趣旨にそむいた対応姿勢を改めず、多くの有期雇用教職員をいたずらに「使る人事政策を維持しようとする大学法人等に対する、国会審議、各種報道その他を通じた国民の厳しい目があった。

●他大学での無期転換ル ール回避の動き

一方、いまだに大学法人等の相当数が、 有期雇用教職員の無期雇用転換を避けようとし、一律の雇用更新上限規定の維持に固執している。改正労契法施行後の 2014 年 4 月に就業規則を改定し、2013 年 4 月に遡及して適用し、その規定を根拠に2018年3月に多数の有期雇用教職員を一律に雇い止めしようとしている東北大学の事例など、「無期転換ルール」の適用を回避するために手段を選ばない法人当局の姿勢は、公共機関、教育機関にあ るまじきものとして、これまで以上に厳しい批判の集中を免れない。また、東京大学の今回の決定においても、個別に雇用上限を設定できるとする「プロジェクト型の雇用」の濫用などによって、無期雇用転換を回避する運用がなされるおそれは排除できない。個々の有期雇用教職員の雇用の安定を勝ち取るたたかいの手は、「一律の雇用上限」が撤廃されたあとも緩めることはできない。

●改正労働契約法に基づ き無期転換を

2018 年 4 月の「無期転換ルール」本格 発動に向け、今回の東京大学の成果をさ らに無期雇用転換促進、雇用上限撤廃の たたかいを進めることを宣言するととも に、すべての大学法人に対して、改正労 契法の趣旨に反して教職員をいたずらに 使い捨てし、大学法人自身の経営資源を も毀損する有期雇用教職員の契約更新上 限規定をただちに撤廃することを改めて 求め、声明とする。

2017年12月11日

国立大学法人三重大学 学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合中央執行委員長 兼重 直文

団体交渉申し入れ書

(前号から続く)

- 5. 井戸水使用にともなう研究環境問題について
- (1) 継続的に、使用している井戸水の水質検査を実施し、健康への影響のモニタリングと職員への通知を求めます。
- (2) 井戸水を研究等に用いる際には大きな問題があり、必要な研究室では独自に純水製造装置を設置しています。組合で少し確認したところ、この純水製造装置の設置および維持のための費用を、大学から補助を受けている研究室と受けていない研究室がある可能性があります。三重大学が該当する校舎のすべての研究室等について調査し、研究や業務の上で純水製造装置が必要な研究室等については、その費用を負担されることを求めます。
- 6. その他、支部からの要求事項など
- (1) 教育学部支部
- ① 附属学校教職員について、通勤手当の適用区分の上限を、自動車等の使用距離片道「60 km以上」を「80 km以上」に引き上げることを要望します。
- ② 附属中学校の体育館の早期の立て直しを要望します。
- ③ 附属特別支援学校について、県立と同条件の加配を要望します。
- ④ 附属幼稚園について、正規養護教員の採用を要望します。
- (2) 人文学部支部
- ① 学生バイト紹介問題 昨今、学生のブラックバイトなどが社会問題となっています。しかしながら三重大学において、学生サービスチームが生活協同組合に学生のアルバイトを紹介する業務を委託するに際して、「最初の半年間は紹介しない」旨の制限を設定しています。われわれはこの制限は、ブラックバイトの温床であると考えます。この制限の撤廃を強く求めます。
- ② 附属病院にかかるに際して保健管理センターでの紹介状の発行を求めます 勤務中に何らかの疾病が発症し、保健管理センターに行き、そこで対応できない疾病の疑いが発見

た場合、あらためて市中の医院または診療所等にかからなければ成りません。そこでも対応できない疾病の場合、あらためて三重大学附属病院をはじめとする大きな病院に、その医院・診療所の紹介状を持参してかからざるをえないのが現状です。紹介状を発行する資格を有するのが医師免許保有者であることにかんがみて、保健管理センターの医師が紹介状を発行するようになれば、このような二度手間は省けると考えます。状況の改善を求めます。

- (3) 工学部支部
- ① 教室系技術職員の先任技術専門員への昇格について

昨年の先任技術専門員への昇格の交渉において、一昨年度に引き続き「技術部組織見直しも含めた中での検討中」との回答をいただきました。

その中で、自然科学系技術部も昨年度の発足以来1年以上が過ぎましたが、これまでに検討されている内容の開示、および指針についての説明を求めます。

また、生物資源学部技術部、自然科学系技術部の技術長、副技術長の役職ポストへの移行を求めます。

② 再雇用職員の待遇について

再雇用職員の一週間の勤務時間数は、15 時間 30 分から 31 時間までとなっていますが、上限を 38.75 時間まで引き上げるように求めます。

教室系技術職員の特任一般職員への適用を事務系職員と同等に行うように求めます。

教育職の職員は条件付きであれ、65 歳までの定年延長となっている中、一般職員の60 歳定年、再雇用に関し、どのようにお考えかお示しください。

(4) 生物資源学部支部

①学内のバリアフリー化の一層の推進

近年、障がいを持つ学生も増えてきています。その対応として施設等のバリアフリー化が進んできているのは事実ですが、 キャンパス内には移動ルートになっているにもかかわらず未舗装のままの地域もあります。

たとえば、生物資源本館から実験棟への通路は、未舗装である箇所が多く、車椅子や台車などでの移動に支障があります。キャンパス内のバリアフリー化を、今後も推し進めていくことを要望します。

*中央執行委員会は、12月11日、上記の団体交渉申入書を提出しました。前号とあわせ上下に分けて掲載します。とくに退職手当については、12月中に回答するように求めています。